

平成31年度中小企業庁委託事業

下請かけこみ寺活用事例集

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会

下請かけこみ寺本部

目 次

【ご利用にあたっての注意事項】	1
-----------------------	---

平成31年度下請かけこみ寺活用事例（新規）

I. 親事業者の義務	2
I-1 【義務類型】 書面の未交付等	2
II. 親事業者の禁止事項	3
II-1 【禁止類型】 受領拒否	3
II-2 【禁止類型】 支払遅延	4
II-3 【禁止類型】 減額	5
II-4 【禁止類型】 減額	6
II-5 【禁止類型】 返品	7
II-6 【禁止類型】 買ったたき	8
II-7 【禁止類型】 購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供、減額、報復措置	9
II-8 【禁止類型】 割引困難な手形の交付・支払遅延	10
II-9 【禁止類型】 不当な経済上の利益の提供、減額	11
II-10 【禁止類型】 不当な給付内容の変更・やり直し	12

下請かけこみ寺活用事例

【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本活用事例集は、下請かけこみ寺の相談事業について理解を深めていただき、多くの中小企業の皆様に、企業間取引に係る紛争の解決等に下請かけこみ寺を利用していただくために作成したものです。
2. 本活用事例集の作成に当たっては、下請かけこみ寺に相談があった事例を参考にしつつ、分かりやすく作成しました。
また、相談者等の秘密保持の観点から、掲載事例は実際の個々の相談事例と異なるものであることにご留意願います。
相談活用事例については、取引相手方企業が明らかに下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）に違反しているおそれがあり、相談者が行政による厳正な法の執行を求めた場合の事例は掲載していません。
3. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの下請かけこみ寺の専門家にご相談するようにしてください。
4. 下請かけこみ寺では、中小企業の皆様方の債権回収代行は出来ませんが、債権回収や疑問点解決のための助言をさせていただいておりますので、遠慮なく相談してください。
なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

下請かけこみ寺活用事例

I. 親事業者の義務

I-1 【義務類型】 書面の未交付等

《相談内容》

A社(資本金:9000万円)は、B社(資本金:7億円)から継続的にB社が販売するソフトウェアの作成を請け負っていますが、B社は発注に際して注文書を発行せず、A社が見切りでSE業務に着手することを余儀なくされた上、業務終了時にA社が請求する段階になって、B社が受注できなければ支払われず、さらに、受注額に応じて、「注文書はこの日付でこの金額で」と指示されました。また、作業している最中にも、いろいろと変更を指示されたり、見積もり外の作業を強要されたりしますが、B社は費用の負担をせず、請求すると注文を出さないと脅かされてしまい、結局相談者がすべて負担しています。注文書に基づく業務内容と追加部分とを明確に区別し、当初の約束を守ってもらうためには、どのように対処したらよいでしょうか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「情報成果物作成委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。注文書を発行していない点については、下請代金法の「書面の交付義務」違反に該当するおそれがありますので、発注したら直ちに注文書を交付するように強く要求するとよいでしょう。また、親事業者が受注できなかったからといって、下請事業者に支払いを拒むことはできませんので、支払わなかった場合には「支払いの遅延」が問題となりますし、受注後に下請代金の額を見積価格よりも下げる行為は「下請代金の減額」に該当すると考えられます。さらに、当初の予定外の作業をさせたにも関わらず、追加費用を支払わないと、「不当な給付内容の変更」に該当し、また、見積もり外の作業の強要につきまちは、「不当な経済上の利益の提供要請」に当たると考えられます。以上を踏まえ、双方が下請代金法について理解し、法に基づいた適正な取引をするよう求めるとよいと思います。

[\(目次に戻る\)](#)

下請かけこみ寺活用事例

II. 親事業者の禁止事項

II-1 【禁止類型】受領拒否

《相談内容》

A社(資本金:1000万円)は、B社(資本金:7000万円)から婦人服等の衣料品の縫製を受託しています。

B社からは、いつも一方的に納期を決められていますが、今回発注された分についても、当初7日後の納期が一方的に3日後に変更され、A社は残業までし、納期日に7割程度は納めましたが、残りの納品は1日遅れて納品となっていました。

B社は、納期遅れを理由として、衣料品の受領を拒否しました。しかし、その後、3割引であれば引き取ってもいいよと言われ、A社は、やむを得なくその条件で引き取ってもらいました。

このような行為は、許されるのでしょうか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

当該相談内容では、B社が納期遅れの分を受領しなかったことが「受領拒否」に該当するかどうか問題となります。

A社は納期に遅れてしまっていますが、納期遅れの原因としては、B社による無理な納期の押しつけにあることが原因と推測されますから、「受領拒否」の禁止に違反するおそれがあると考えられます。

また、納期遅れを理由として下請代金の額を3割引という減額行為を言っていますが、納期遅れにより商品の価値が低下したことなど明らかな場合には、下請事業者には責任があるとして客観的に相当と認められる額を減じることが認められる場合もありますが、当該取引では、B社が無理な納期設定を行ったことによる納期遅れを原因として減額することは「下請代金の減額」に当たると考えられます。

以上のことを踏まえ、双方が下請代金法について、理解し、法に基づく適正な取引により適正な納期を定めてもらうように求めるとよいと思います。

なお、その協議の結果を文書・書面化し、記録を残すことが大切です。

[\(目次に戻る\)](#)

下請かけこみ寺活用事例

II - 2 【禁止類型】 支払遅延

《相談内容》

A 社(資本金:1 億円)は、B 社(資本金:7 億円)から製品の注文を受けています。A 社は、設計・製造を行い B 社に納品物を納品日に納めました。

B 社は納品物について受領し、納品検査を行っていましたが、納品してから2か月を経過しても、納品物の下請代金を支払ってくれません。どのように B 社に督促すればいいでしょうか。

なお、相談については、匿名でお願いしたい。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A 社と B 社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

例えば、ご相談の下請代金の回収については、このような対応が考えられると思います。

一つ目は、親事業者は、製品を受領後 60 日以内に下請代金を支払わなければ、下請代金法の「支払遅延」に該当するおそれがあることを根拠に、B 社に協議の場をお願いし、下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号に違反するおそれがあることを説明し、下請代金の支払の交渉をするという対応です。

二つ目は、上記の協議がまとまらないような場合には「下請かけこみ寺」が実施している裁判外紛争解決手続(調停)や 60 万円以下であれば少額訴訟の裁判手続を利用する方法です。ただし、調停、裁判となれば取引先との関係においては匿名性を持って進めることはできませんので注意してください。

なお、協議については文書・書面化し、記録を残すことが大事です。

[\(目次に戻る\)](#)

下請かけこみ寺活用事例

II - 3 【禁止類型】 減額

《相談内容》

A 社(資本金:100 万円)は、洋服のデザイン・製造等を行っているアパレルメーカーですが、A 社のような小規模企業が直接取引のできない大手のメーカーと取引をするため、代金決済だけを商社である B 社(資本金:4 億円)を通すことにしました。A 社は、自分の顧客を B 社に紹介し、B 社を介して顧客と取引することとし、A 社は、B 社から代金の支払いを受けていました。当初はよかったのですが、B 社との取引比率が高まるにつれ、B 社は当初の見積もり金額通り支払いをせず、いろいろな理由をつけて、下請代金の額から控除するようになりました。このような行為は問題ないのでしょうか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A 社と B 社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

取引が多くなったのは B 社の努力などと言って、下請事業者の責め帰すべき事由がないにもかかわらず、下請代金の額を当初の金額どおり支払わないと、下請代金法の禁止する「下請代金の減額」に該当することになりますので、下請代金法に抵触するのではと指摘し、減額分についての支払を交渉されることがよいと思われます。

なお、本件のように特定の事業者との取引比率が高まりすぎますと、立場が弱くなるおそれがありますので、今後もその点には注意されたらよいと思います。

[\(目次に戻る\)](#)

下請かけこみ寺活用事例

II - 4 【禁止類型】 減額

《相談内容》

A社(資本金:1000万円)は、自動車のエンジン制御装置部品を親事業者であるB社(資本金:5億円)から発注を受けています。B社からは、毎月初めに3か月分の発注数量が内示されますが、その種類や数は絶えず変動し、その月の最終的な発注数量は、当月の末に確定することになっているため、A社は、B社からどのような部品がどの程度発注されたとしても絶えず迅速に対応できるように、一定数の部品在庫を常に準備していました。

上記の状況のもと、B社は、何らの予告もなく、取引を停止する旨の通告を行ってきましたが、このような場合、在庫についてB社には何も言えないのでしょうか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社との取引は、下請代金法の資本金区分基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

内示については明確に発注があったとはいえませんが、上記のような取引のもとでは、相談者が一定の在庫を持つことは相手方にとっても利益となっており、また、そのことについて相手方も承知していたと考えられますので、在庫の引き取りについて交渉してみるとよいでしょう。

(参照)

「サプライチェーン・マネジメントに関する考え方」では、事前に両者が協議して、製造委託が終了する際には、下請代金法第3条書面記載の数量の部品は親事業者がすべて受領すること、とされており、また、「サプライチェーン・マネジメントに関する考え方」を参照してみてください。

[\(目次に戻る\)](#)

II - 5 【禁止類型】 返品

《相談内容》

A 社(資本金:1000 万円)は、化粧品メーカーである B 社(資本金:6 億円)から口紅の容器の製造を継続的に受託しています。B 社から 70 万個の注文をうけ、期限までに全て納品したのですが、納品後に一部の容器に欠けている部分が見つかったので、B 社は全て返品するといってきました。B 社は納品された商品を抜き取り検査しておりますが、契約書に返品については記載もないにもかかわらず、全ての返品をすることは認められますか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A 社と B 社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本件のような容器の欠けといった欠陥は、全品検査を実施していたら発見できたと考えられますが、本件のようなロット単位の抜き取り検査に合格した場合には返品としては原則認められないと考えられます。ただし、やり直しには応じなければならないので、不良品を回収した上で、良品を再度納品する必要はあると思われます。

[\(目次に戻る\)](#)

下請かけこみ寺活用事例

II-6 【禁止類型】買ったたき

《相談内容》

鋳造・鍛造業である A 社(資本金:6000 万円)は、工作機械メーカーである B 社(資本金:8 億円)から部品の製造を受託しています。部品製造に当たって原材料が高騰したため、単価の値上について何回か交渉を行っておりますが、折り合いがつきませんでした。B社からどうしても値上げを要求するというのであれば、今後、発注を取りやめると言われました。このような B 社の対応に問題はないのでしょうか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A 社と B 社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本件のように、「買ったたき」に該当するか否かは、下請代金の額の決定にあたり、B 社と A 社と十分な協議が行われたどうか対価の決定方法や通常支払われる対価との乖離状況など様々な要素を勘案し総合的に判断することとなります。

しかし、契約を誰と締結するかどうかは、最終的には B 社の裁量に委ねられるので、A 社におきましては、取引を引き続き継続したいという意思や、原材料の高騰分を価格に転嫁できなかった場合には、今後の生産活動に支障をきたすなど現状や窮状をデータ等で示し、発注側と十分な意思の疎通を図ることが大切です。また、協議結果を文書・書面化し、記録として残しておくことも大切です。

[\(目次に戻る\)](#)

下請かけこみ寺活用事例

II-7 【禁止類型】 購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供、減額、報復措置

《相談内容》

A社(資本金:1000万円)は、B社(資本金:9000万円)から線材のねじ切り、ねじ山の加工の委託を受け、作業を行ってきましたが、B社から中古の作業機械の買い取りを求められ、断ると仕事を出不さいと言われたため、やむを得ず買い取ることにしました。A社には金銭的な余裕がなかったことから、B社から購入費用を借りて、下請代金の中から返済することにしたのですが、購入費用の返済が終わったにもかかわらず、B社は下請代金の額を元に戻さず、それどころか、それまでB社が負担していた運送費用や振込手数料まで一方的にA社に負担させることにしたのです。あまりのことに、中小企業庁に相談したところ、B社に中小企業庁の調査が入ったようですが、今度は、一方的に取引を解除すると通告してきました。A社は、元にもどらない下請代金を元に戻してもらおうとともに負担させられた運送費用等の返還をしてもらいたい、取引を再開してもらいたいと考えておりますが、どのように対処したらよいですか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

その場合、正当な理由もないのに作業機械の購入を強制することは、下請代金法で禁止する「購入・利用強制」に該当するおそれがあります。また、B社から借りた購入費用の返済が終わったにもかかわらず、下請代金の額を元に戻さない行為は、これも下請代金法で禁止する「減額」として問題になると考えられます。さらに、それまでB社が負担していた運送費用や振込手数料を一方的にA社に負担させるのは、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、これを下請代金の額から控除した場合には、「下請代金の減額」が問題となります。最後の契約解除については、契約書の「契約条項」の内容を確認するとともに、中小企業庁への相談が契機になっているとすれば、「報復措置」に該当すると考えられます。以上のとおり、B社の行為は問題が多いと考えられますので、B社と協議してその旨を指摘し、善処を求めるとよいでしょう。

なお、そのやり取りの議事録をきちんと作成し、保存することも大切です。

[\(目次に戻る\)](#)

下請かけこみ寺活用事例

II - 8 【禁止類型】 割引困難な手形の交付・支払遅延

《相談内容》

A 社(資本金:1000 万円)は、B 社(資本金:8000 万円)から機械金属加工の注文を受けていますが、注文先の B 社の支払いが、当月末日締切・翌月末日支払の支払制度です。なお、支払いは手形でなされております。手形のサイトが 150 日です。このような支払方法は、問題ないのでしょうか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A 社と B 社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

親事業者は給付を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請代金法違反となります。

また、支払いが手形による場合は、手形サイトが 120 日(繊維業は 90 日)を超えるような長期手形は一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形とされており、それを交付することによって下請事業者の利益を不当に害すると、下請代金法違反となります。

なお、平成 28 年 12 月 14 日付で、中小企業庁長官と公正取引委員会事務総長の連名で関係事業者・団体代表者に対して、下請代金の支払いについては、できる限り現金払いとすることなどの要請文が発せられておりますので、これらを参考にして、手形サイトの短縮、現金支払いについて協議をされては如何でしょうか。

[\(目次に戻る\)](#)

下請かけこみ寺活用事例

II-9 【禁止類型】 不当な経済上の利益の提供、減額

《相談内容》

A社(資本金:1000万円)は、B社(資本金:1億5000万円)から材料支給を受け、これを組み立てて納品する業務を行っています。支給品の検査と不具合があった場合の対処はA社が行っていますが、その費用は契約上B社の負担となっています。B社の支給品には不具合が多く、検査に多額の費用と時間がかかっているのですが、2年ほど前にB社の担当者が変わったことから、突然検査費用が支払われなくなり、A社の負担となってしまいました。検査費用をもとどおりに負担してもらうには、どうしたらよいでしょうか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本来B社が負担すべき検査費用をA社に負担させることは、下請代金法で禁じる「不当な経済上の利益の提供要請」の禁止に該当するおそれがあります。また、検査費用を下請代金から控除した場合、やはり下請代金法の禁じる「下請代金の減額」の禁止に該当し、問題があると考えられます。B社には下請代金法の禁止行為内容等を説明して、検査費用を契約どおり負担するよう求めるとともに、支給品に不具合が生じないように品質の管理をきちんと要求すべきと思われます。

なお、そのやり取りの議事録をきちんと作成し、保存することも大切です。

[\(目次に戻る\)](#)

下請かけこみ寺活用事例

II-10 【禁止類型】 不当な給付内容の変更・やり直し

《相談内容》

A社(資本金:1000万円)は、B社(資本金:4000万円)から、自動車関連部品を製造するための金型の製造を請け負っています。

下請代金の額は、A社が提出した見積書に記載された500万円でした。B社から、納品前に金型の形状変更や設計の変更を指示され、A社は変更依頼について対応してきました。

B社は下請代金の額である500万円は支払いましたが、設計変更に要した費用の30万円については、「納品当月20日締切の翌々月10日支払」であることを理由に、追加で発注された設計の変更分の70万円と一緒に翌月に支払うと連絡がありました。しかし、その後、B社から内容証明郵便が送付され、設計変更分の30万円と追加発注分の70万円は支払わないと連絡してきました。どうしたらよいでしょうか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

親事業者から設計変更や形状変更等の指摘に際して、対応をしたときの発注等内容が記載されている発注書面等を確認する必要がありますが、B社は、費用を負担せずに、発注内容の変更を行わせているのであれば、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

設計変更分の増加費用と、追加発注分の下請代金の額の支払いが、納品当月20日締切の翌々月10日支払われていたとすれば、「支払遅延」に該当すると思われます。

以上のことを踏まえ、双方が下請代金法について理解し、法に基づいた適正な取引をするように求めるとよいと思います。

なお、そのやり取りの議事録をきちんと作成し、保存することも大切です。

[\(目次に戻る\)](#)